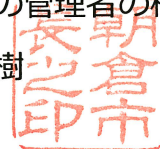


朝倉市上下水道事業経営審議会 会長 殿

水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う

朝倉市長 中 島 秀 樹



上下水道事業における適正な水道料金等の設定について（諮問）

将来にわたり健全な事業経営と安全で強靱な上下水道施設を維持し、持続可能なサービスを提供していくため、本市上下水道事業における適正な水道料金及び下水道使用料の設定について、朝倉市上下水道事業経営審議会条例第2条の規定により、貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問理由

本市の水道事業及び下水道事業は、市民生活や地域経済活動を支える重要なライフラインとして、安全で安心な水道水の安定供給及び適切な汚水処理の継続に努めております。

しかしながら、人口減少や節水機器の普及等に伴う料金収入の減少に加え、施設・管路の老朽化による更新需要の増大、近年頻発する自然災害への対策、物価高騰や人件費の上昇などにより、上下水道事業を取り巻く経営環境は一層厳しさを増しております。

また、将来にわたり持続可能な事業経営を行うためには、計画的な施設更新や耐震化、災害に強い施設整備を着実に進めるとともに、健全な経営基盤を維持していくことが不可欠です。そのためには、経費の削減や経営の効率化を引き続き推進することはもとより、受益者負担の原則を踏まえた適正な料金水準について検討する必要があります。

このような状況を踏まえ、将来にわたって安全・安心な上下水道サービスを安定的に提供し、市民生活を支える持続可能な事業運営を実現するため、上下水道事業における適正な水道料金及び下水道使用料の設定について、貴審議会の専門的かつ幅広い見地からご審議いただきたく諮問いたします。